

○帯広市資源再生利用の推進に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、資源回収団体への資源集団回収奨励金の支給、回収業者への資源回収事業協力金の支給並びに生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成金の交付について必要な事項を定め、もってごみ減量を図るとともに資源の保護、再生利用の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定める。

- (1) 資源 廃棄物として顕在化していない不用物のうち、有価物として再生利用の目的となる紙、金属及びびん類等をいう。
- (2) 資源集団回収 町内会その他の団体がまとまって資源を回収する行為をいう。
- (3) 資源回収団体 帯広市が調整する町内会長名簿に登載されている町内会（連合町内会を除く。以下「町内会」という。）及びその他の地域団体であって資源回収団体として市長が認定した団体をいう。
- (4) 回収業者 十勝資源リサイクル事業協同組合（以下「協同組合」という。）が帯広市に届け出た資源回収業者をいう。
- (5) 容器 家庭から出るちゅう介類（以下「生ごみ」という。）を自然処理して堆肥化する生ごみ堆肥化容器をいう。
- (6) 処理機 家庭から出る生ごみを微生物分解方式又は乾燥方式等で、減量化又は堆肥化する電動生ごみ処理機をいう。

第2章 資源集団回収奨励金

(奨励金の支給)

第3条 市長は、資源集団回収を行い、かつ、回収した当該資源を回収業者に売却した（無償で譲渡した場合も含む。以下同じ。）資源回収団体に対し、その実績に応じて予算の範囲内で、資源集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）を支給する。

2 子供会、婦人部、老人部等町内会組織中の一事業部で資源集団回収を実施した町内会にあっては、当該事業部を資源回収団体とみなし、当該事業部に奨励金を支給することができる。

(対象資源)

第4条 奨励金を支給する対象資源は、毎年3月から翌年2月までの間に回収業者に売却した資源であって、毎年4月から翌年3月までの間に市長に対して、資源集団回収の実施報告があったものとする。

(算出基準)

第5条 奨励金の額は、回収重量1kgにつき4円20銭とし、回収重量の合計に1kg未満の端数があるとき及び奨励金に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(実施報告)

第6条 奨励金の支給を受けようとする資源回収団体は、市長に対して、回収業者に資源を売却した月の翌月15日までに協同組合を通じて帯広市資源集団回収実施報告書(様式第1号)を提出しなければならない。

(回収量等の認定)

第7条 市長は、協同組合から前条に規定する帯広市資源集団回収実施報告書(様式第1号)により回収量等の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、回収量等を認定する。

(奨励金の額の確定等)

第7条の2 市長は、前条で認定した回収量及び第5条に規定する算出基準により支給すべき奨励金の額を確定する。

2 市長は、奨励金を支給する場合は、前項で確定した奨励金の額を資源集団回収奨励金支給額決定書(様式第2号)により当該資源回収団体に通知するものとする。

3 市長は、奨励金の支給に必要と認める書類の提出を求めることができる。

第3章 資源回収事業協力金

(協力金の支給)

第8条 市長は、回収業者が、資源回収団体から資源を買い取った(無償で譲渡された場合を含む。以下同じ。)又は十勝リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)にびん類を搬入した実績に応じて予算の範囲内で、協同組合に対し資源回収事業協力金(以下「協力金」という。)を支給する。

2 前項の協力金は、回収量等の報告を受けた月に応じて2期(4月から9月までを上半期、10月から3月までを下半期とする。)に分けて支給する。

(対象資源)

第9条 協力金を支給する対象資源は、資源回収団体から買い取り、又はプラザに搬入した資源であつて、第4条に規定する報告に係る期間内に市長に対して、回収量等の報告があつたものとする。

(算出基準)

第10条 協力金の額は、回収した回数及び買い取った資源の量に応じ、基本割額、実績割額及び市長が特に必要と認めるときに支給することができる特別協力金とし、その算出基準は、別表のとおりとする。

(協力金の額の確定等)

第11条 協力金の額は、第7条の規定により認定した回収量、プラザの業務日報、前条に規定する算出基準等に基づき、集計し確定する。

2 市長は、前項の規定により支給すべき協力金の額を確定した場合は、資源回収事業協力金支給額決定書(様式第3号)により協同組合に通知するものとする。

3 市長は、協力金の支給に必要と認める書類の提出を求めることができる。

第4章 削除

第12条から第17条まで 削除

第5章 生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成金

(助成金の交付)

第18条 市長は、容器又は処理機(以下「容器等」という。)を購入しようとする者に対して、予算の範囲で容器等の購入助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

(助成金の交付対象者)

第19条 助成金を交付する対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住している者(ただし、事業所等は除く。)
- (2) 購入した容器等を設置し、適正に維持・管理できる者
- (3) 容器に係る助成金については、既に容器2個分の当該助成金の交付を受けていない者
- (4) 処理機に係る助成金については、既に当該助成金の交付を受けていない者

(助成の対象となる容器等)

第20条 助成金の交付する容器は、次の各号に該当するもので、生ごみの堆肥化及び減量化が促進できるものとする。

- (1) 筒型又は角型の筒状で底部がなく、上部にふたのあるもの。

(2) 水分が地中に浸透し、かつ、悪臭・害虫等が容器外部に発散することのない構造及び材質のもの。

2 助成の対象となる処理機は、微生物分解方式又は乾燥方式等で、室内及び室外で使用可能なもので、生ごみ減量効果が十分に促進できるものとする。

(助成金の額及び助成個数)

第21条 助成金の額は、容器1個当たり当該容器の購入に要した額（消費税及び地方消費税額並びに配送費、工事費等の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）以内の額とする。ただし、その額が2,000円を超えるときは2,000円とする。

2 容器の助成個数は、通算して1世帯2個以内とする。この場合において、同居世帯は1世帯とみなす。

3 処理機の助成額は、当該処理機の購入に要した額（消費税及び地方消費税額並びに配送費、工事費等の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）以内の額とする。ただし、その額が15,000円を超えるときは15,000円とする。

4 処理機の助成台数は、通算して1世帯1台とする。

5 第2項及び前項の場合において、同居世帯は、1世帯とみなす。

(販売店の登録)

第22条 助成の対象となる容器等を販売しようとする者（以下「販売店」という。）は、帯広市内に小売店舗等を有する者であって、市長の登録を受けた者でなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、生ごみ堆肥化容器販売店登録届（様式第4号）又は電動生ごみ処理機販売店登録届（様式第4号の2）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録販売店名簿に登録するものとする。

4 前項の規定により登録を受けた販売店（以下「登録販売店」という。）は、同項の登録内容に変更があったときは、すみやかにその旨を市長に届け出るものとする。

(助成金交付申請及び助成金の額の確定等)

第23条 助成金の交付を受けようとする者（以下「購入希望者」という。）は、生ごみ堆肥化容器購入助成金交付申請書（様式第5号）又は電動生ごみ処理機購入助成金交付申請書（様式第5号の2）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定した場合は、生ごみ堆肥化容器購入助成金交付決定通知書（様式第6号）又は電動生ごみ処理機購入助成金交付決定通知書（様式第6号の2）により購入希望者に通知するものとする。

（容器等購入と助成金受領等の委任）

第24条 購入希望者は、登録販売店において生ごみ堆肥化容器購入助成金交付決定通知書又は電動生ごみ処理機購入助成金交付決定通知書を提示し、有効期限内に購入するものとする。

2 購入希望者は、容器等と引き換えに、登録販売店又は登録販売店を総括する販売店等（以下「登録販売店」という。）に対し、委任状（様式第7号又は様式第7号の2）により、当該助成金の請求及び助成金受領に関する一切の権限を委任するものとする。

（助成金交付請求の手続き）

第25条 前条第2項に規定する委任を受けた登録販売店は、生ごみ堆肥化容器購入助成金交付請求書（様式第8号）又は電動生ごみ処理機購入助成金交付請求書（様式第8号の2）に、委任状及び助成対象者一覧表（様式第9号）を添付し市長に請求するものとする。

（助成金の交付）

第26条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求した登録販売店に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還命令）

第27条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の全額又は一部を返還させるとともに、当該販売店にあってはその登録を取り消すことができる。

第6章 雑則

（協力体制の確立と維持）

第28条 市長は、この要綱に定める事業を円滑に実施し、もってこの要綱の目的を達成するため市民、回収業者、有識者等との意見、情報の交換を図るほか、協力体制の確立とその維持に務めるものとする。

（その他）

第29条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月26日から施行し、改正後の帯広市資源再生利用の推進に関する要綱規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第21条第3項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入した処理機の費用の助成について適用し、施行日前に購入した処理機の費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市資源再生利用の推進に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた資源の回収に係る奨励金及び協力金の支給について適用し、同日前に行われた資源の回収に係る奨励金及び協力金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月22日）

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表

資源回収事業協力金支給額算出基準

支給区分	算出基準	支給額
基本割額	回収業者が資源回収団体の回収資源を回収するために出向いた都度1回につき	1,250 円
実績割額	回収重量1tにつき（1t未満切捨て）	1,850 円
特別協力金	① 十勝リサイクルプラザで計量したガラスびん類（カレット）の回収重量1kgにつき（1kg未満切捨て） ② 鉄類の回収重量1kgにつき（1kg未満切捨て）	1円